

国分寺市立いずみホール複写サービス事務取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、国分寺市立いずみホール（以下「いずみホール」という。）において著作権法（昭和45年法律第48号）第13条に定める著作物及びその他の資料を複写するために行う複写サービスについて、必要な事項を定める。

（設置及び管理）

第2条 複写機はいずみホール事務所前に設置し、文化課が管理する。

（利用者の義務）

第3条 利用者は善良な管理者の注意をもって複写機を利用しなければならない。

（利用の制限）

第4条 文化課長は、複写することが適当でないと認めたときは、複写をさせないことができる。

（利用料金）

第5条 複写機の使用料は、資料の大きさにかかわらず1回の複写につき10円とする。

（指定管理者に関する読替え）

第6条 国分寺市立いずみホール条例（平成元年条例第24号）第16条（指定管理者による管理）の規定によりいずみホールの管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合における第2条及び第4条の規定の適用についてはこれらの規定中「文化課」又は「文化課長」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。